



Title	民事司法制度改革の評価と展望
Author(s)	山本, 和彦
Citation	新世代法政策学研究, 9, 49-74
Issue Date	2010-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/45044
Type	departmental bulletin paper
File Information	HJNGLP009_002.pdf



民事司法制度改革の評価と展望

山本和彦

1 課題の設定

ただ今ご紹介にあずかりました一橋大学の山本です。本日はどうかよろしくお願いたします。本日は、「民事司法制度改革の評価と展望」という題目でお話をさせていただきます。この北海道大学のグローバル COE との関係で、どの程度ご参考になるかは心もとないところですが、今、私にできる範囲のお話ということで、こういうテーマで日ごろ私が考えているようなことを若干お話して、先生方のご意見をお聞かせいただければと思っている次第です。

(1) 「民事司法制度改革」とは？

(a) 司法制度改革の民事に関する側面

まず今日お話しする民事司法制度改革というものが、どういうものを対象にするかということですが、おそらく狭義の民事の司法制度改革というのは、今般の司法制度改革の民事に関する側面のことを指すのだろうと思います。1999年の司法制度改革審議会の報告書には、民事に関する側面で行くつかの提言がされていたところで、その後、司法制度改革推進本部を中心としていくつかの法改正がなされました。

民事訴訟法・民事執行法のいわゆる平成15年改正というものが、その1つの成果ですが、それ以外の民事手続に関する法律として、日本司法支援センター、いわゆる法テラスを設立する根拠となる総合法律支援法があります。それから裁判迅速化法、仲裁法、ADR法、正確には裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律ですか、さらに消費者契約法の改正

によって団体訴訟を導入するなどといった改正がこれに当たるところだと思えます。

また直接民事に関するものではないものですが、中長期的に見て民事手続、民事司法の在り方に大きな影響を与えるような改革というものも多くあるように思います。とりわけ法曹人口の増大、これは法科大学院制度の創設など法曹養成制度の改革を含むものですが、法曹人口が急激に増加するというのは、当然のことながら民事の司法制度の在り方に大きな影響を与えると言えるだろうと思えます。

さらに裁判員裁判の導入というのは、直接にはもちろん刑事手続に関するものではありませんけれども、裁判に対する国民の意識というものを中長期的に見れば変えていく可能性があり、それは民事の司法制度の在り方にも大きな影響を与える可能性があるのではないかと考えております。

(b) 民事手続法制の改革

そういった今回の司法制度改革が、直接民事手続の在り方にどのような変化をもたらしたかということが、この民事司法制度改革の中核的な問題であると思われれます。ただ、このような司法制度改革とは別に、民事手続法固有の改革といいますか法改正というのが、実はずっと続けられてきたところです。民事手続法の分野というのは比較的、計画的に立法を積み重ねてきた分野であると言うことができるのではないかと思います。戦後は長らく必ずしも抜本的な法改正というのが行われなかったわけですが、1979年になりますけれども、民事執行法というものが制定されました。この民事執行法制定以来、比較的、法制審議会の当時は民事訴訟法部会といわれていたところですが、計画を立てて、それぞれの法律について抜本的な改正を繰り返してきました。

その結果、1989年には民事保全法が制定され、1996年には民事訴訟法の全面改正が行われ、現行民事訴訟法が制定されました。また政府提出法案ではありませんが、議員立法の形で1996年あるいは1998年に、不良債権処理の関係が大きいわけですが、民事執行法の改正が行われました。さらに1997年から2006年にかけて倒産法制の抜本的な改正が行われ、民事再生法が制定され、会社更生法あるいは破産法が抜本的に改正をされるということになりました。その結果、現在においては、これは『六法』を見

ただいただければすぐ分かることですが、民事手続法の分野では基本的には、片仮名書の法律はほぼ消滅した状態にあり、また、その中身もほぼ完全にリニューアルされた状況になっているということです。

現在残っている大きな法律としては、ほぼ唯一の片仮名書の法律である非訟事件手続法の改正、併せて家事審判法の改正に向けて、現在、法制審議会の非訟事件手続法・家事審判法部会が審議を行っているところです。この作業もほぼ予定通りというか順調に進められておりまして、本年8月にはパブリックコメントが行われる予定でして、順調にいけば来年の通常国会に改正法案が提出されるということになるかと思えます。この改正がなされれば、いわば改正は一巡したというか一段落したことになるわけですが、このようなこの20年余にわたる民事手続法制全般の改革というものも広義では、この民事司法制度改革の一環であると言うことができるかと思えます。

一応、本日のお話では、この全般的な改革について見ていきたいということですが、主たるところは比較的最近のもの、少なくとも、平成8年に行われた現行民事訴訟法改正以降ぐらいのところのタイムスパンを捉えて、その評価、それから将来の展望といったことを考えていきたいと思えます。

(c) 民事司法制度改革の目的

その前提として、この民事司法制度改革の目的がどこにあったかということですが、このように非常に多様な中身を含む改革ですので、ごく単純にこういうことが目的であったということは、なかなか言えないところがあります。また倒産法の改正等まで含めば、そもそもこういう民事手続法を現代化していく改正の中で、必ずしも最初からこういう目的で改正をするのだ、ということが明確に打ち立てられていたわけではなくて、基本的には非常に古い法律なので、それを新しくしていく必要というのがあるのではないかということがありました。

もちろん個々のいくつか困ったところがあるという状況の中で、それを抜本的に見直していこうというものもあるわけですが、そういう意味では必ずしも何か1つの統一的な目的を最初に打ち立てて、それを達成する

ために次々と改正していくというイメージでは必ずしもなかったであろうと思われるわけです。ただ、今から振り返ってみて、こういったあたりが全体を通して目的と言えるのではないかという、後付けかもしれませんが、そういったものは、ある程度抽出できるように思われるところではあります。

とりわけ今般の司法制度改革の中での民事手続法の改革については、これは1つの目的、明確な目的というものがあつたのだらうと思います。つまり、国民に利用しやすく頼りがいのある司法をつくるということ。これは民事のみならず司法制度改革全般について1つの目的として打ち立てられたものですが、それは当然民事との関係でも妥当するということになります。民事の観点から見て「利用しやすく頼りがいのある司法」というものが、どういうものかということですが、1つは迅速性という観点があつたのではないかと思います。1996年の民事訴訟法の改正の際にすでに充実し、迅速な民事訴訟というものが目標として掲げられていたと承知していますが、今般の司法制度改革の中でも、やはり迅速な裁判というのが達成されて初めて国民にとってそれが利用しやすいものになる、あるいは国民にとって頼りがいのあるものになるという認識が間違いなくあつたように思います。

それからもう1つとして、アクセスの拡大という点も重要な課題としてあつたように思います。従来の裁判所の敷居の高さ、実際上のアクセスの困難さというものは、国民から非常に遠い司法というイメージを作つていたということかと思いますが、その点を改善していくということが司法制度改革、さらに民事手続法制全般の大きな課題であつたと思います。

このような課題は、おそらく狭義の民事訴訟だけではなくて、民事執行や倒産においても同じ課題があつたように思われます。民事執行や倒産についても、やはり手続の遅延というものが問題になっていたように思いますし、必ずしもアクセスが容易なものではない、十分に利用されるものではないということが問題になっていたといえるでしょう。この点が民事執行法や倒産法の改正の理由にあつたように思われるところです。

以上は正面に出ている目的ということですが、必ずしも正面から目的として掲げられていたものではないけれども、私自身がこの司法制度改革というものを見たときの1つの印象として感じる点があります。それ

は、裁判所の負担を軽減するという面、負担を軽減するという悪いイメージがあるかもしれませんが、司法資源を選択的・集中的に一定の事項に投下していく、そのための基盤を整備するという面も改革の背景としてあるのではないかという印象を持っているところです。「官から民へ」と書きましたけれども、裁判所が果たしている役割というものの一部を民間に移管することによって、現在の裁判所の資源をより有効に活用していこうという面があるのではないかということです。これはADRの充実等が司法制度改革の中で言われていることに代表されると思いますけれども、このような面は最近ますます問題意識として裁判所の中で高まっているのではないかと思います。私自身もこの点についての問題意識を持っているところですので、特にこの点を1つの論点として掲げさせていただいております。

2 裁判の迅速

(a) 民事訴訟法の改正—内在的改革

以下では順次この迅速性、それからアクセスの問題、それから「官から民へ」という問題について関連する点をお話していきたいと思いますが、まず裁判の迅速性という点です。後でお話するように、民事裁判というのは現在急速に迅速化してきている、審理期間が短くなってきているということが言えます。このような迅速化が図られている契機として、いくつかのものがあるように思われます。ここでは、一方で内在的な改革について、他方で経済界の圧力、政治的な圧力といったいわば外在的な圧力に基づく改革というものを見ていきたいと思つています。まず内在的な改革というのは、司法界内部の中で裁判というもの、民事訴訟というのが遅延しているということについての問題意識があつて、その迅速化に向けた改革が進んだという部分です。

もちろん訴訟制度が遅延しているという批判というのは、かなり一貫していろいろな時代にそのような批判がされてきて、民事訴訟法の改正というのは、ある意味、常にその批判に応えるための改正であつたと言えるように思つています。ただ、従来は必ずしもそれが十分な成果を挙げてこなかったということです。

しかし、現行民事訴訟法、すなわち平成8年改正につながる1980年代後半からの動きというのは、1つ最終的に大きな成果を挙げたものであると言えるわけですが、これは私自身も研究者になったぐらいのちょうどその時期でしたので、当時の雰囲気というのは比較的よく覚えているところがあるわけですが、当時は民事訴訟の事件数が減少しました。今から振り返ると、おそらく当時事件数が減少したのは景気の変動との関係で、景気の状態が比較的よかったためと考えられます。民事訴訟の事件数というのは、一般に景気が悪いときに増えて、景気がよくなれば減るといった傾向があるものです。ただ、当時の裁判官や弁護士の中には、当時の民事訴訟の状況が、国民、利用者から批判されているとか、あるいは見放されつつあるのではないかという危機感があつたように思います。

これは、当時の民事訴訟のいわゆる漂流型の審理といわれるようなもの、つまり十分な争点の整理がなされないまま証拠調べが行われて、その証拠調べも非常に散漫な形で行われる。当事者から見れば裁判所も含めて、自分たちが今その審理のどの段階にあるのかということすら必ずしも認識することができないような状況で、審理時間、審理期間が非常にかかる。また、当事者・裁判所の間で争点についてのコンセンサスが十分でないまま判決に至るので、当事者にとってみれば不意打ち的な判決がされる。やや誇張して言えば、そういう状況の民事訴訟であつたと言えるわけですが、それに対して審理改善の運動が裁判所の側からも、弁護士の側からも起こってくるということがあつたわけですが、その1つの目標は、もちろん充実した審理というものですが、他方では迅速な審理というものも目標にされたと思います。弁護士会の運動の中では、裁判というものについても「納期」というものが必要ではないか、人が仕事を請け負う場合には、それは家の建築をしたり、いろいろなことを請け負ったりする場合には、基本的には最終的な成果を収める期限というものがあるはずだとすれば、裁判にもその納期というものがあるのではないか、ということが主張されていまして、やはりそこには、裁判をより迅速なものにしないと利用者から見放されるという思いが強かつたように思われます。

これは最終的には民事訴訟法の改正につながっていくわけですが、私も、私が重要だと思うのは、従来の民事訴訟法の改正というのは、どちらかといえば上からの改正というか、あるいは外国法に依拠した改正であつ

たのに対して、この平成8年改正というのは下からの改正というのでしょうか、下からのそういう審理改善運動を受けて、必ずしも外国法でどうなったからどうするという、そういう面が全くなかつたわけではないと思いますが、必ずしもそれが中心的な動因ではなくて、日本固有の問題意識といいますか、そういうものに裏打ちされた改正であつたのではないかと思います。それが今日改正が一定の成果を収める結果につながつたのであつたと思います。とりわけ争点整理の充実と集中証拠調べの実施というのは、いろいろな批判はあるにしても、一定の成果を収めているということは言えるでしょう。それが現在の裁判の迅速化につながっている面があるということは間違いないところだと思います。

(b) 知的財産訴訟の迅速化—経済界の圧力

このような法曹界内部での内在的な改革、問題意識に基づく迅速化というものが進んできた。そして、それが成果を挙げたということは、客観的に見て言えるだろうと思いますが、そういうものとは別に、外部からのいろいろな圧力といいますか、やはり裁判というものが非常に遅延しているということに対する批判、それを直接受けるような形で迅速化のための努力が図られるという部分もあつたように思います。

経済界からそのような声が非常に強かつた例としては、知的財産訴訟についての迅速化の問題があつたように思います。知的財産訴訟というものは非常に時間がかかる。平均審理期間として、1997年の時点で25.2月ということで2年以上1審に時間がかかっていたということがあつたわけですが、それに対する経済界からの批判というものがあつた。日本が知的財産というものを経済活動の1つの中心として進めていくためには、その知的財産に対して侵害があつた場合の侵害訴訟等権利救済について、より迅速に審理を進める必要がある、それによって初めて知的財産権の有効な保護が図られるという意見があつたように思います。

そのような声を受けて、様々な制度の改正が行われていくことになつたように思います。民事訴訟法の改正の中では平成8年改正の段階から、東京・大阪に管轄を集中していく、それに伴って東京・大阪の知財専門部の体制を充実していくということがありまして、平成15年の民事訴訟法改正では専門委員制度を導入するとか、審理計画の制度を入れるということ

もありました。さらに、司法制度改革の関係では知財の調査官の位置付けを明確化するとか、あるいは東京高裁の知財部を知的財産高等裁判所という形で独立性を与えた独自の裁判所として構成していくということも行われたわけです。そのような改革の努力というのは現在も続いておりまして、現在、産業構造審議会の中で、やはり特許法の改正が議論されているところですけれども、いわゆるダブルトラックの問題、無効審判と侵害訴訟の両方で特許の無効等が問題にされるという点を、どのように解決していくかというようなことが議論されているところですけれども、そういう色々な場で経済界が非常に強い関心を持っている問題について、迅速な対応が図られていく。

それに伴って裁判所の内部の態勢整備というものも、図られていると言えるのではないかと思います。知財の面では私が非常に重要だと思うのは、裁判所の中でも裁判官の専門化というものが図られていて、現在は東京・大阪の両地裁に知財の専門部があり、東京高裁には知財高裁という形で専門の裁判所があり、最高裁判所の調査官のポストとしても知的財産を専門とする調査官ポストがあるわけです。その意味で、知財を専門にする裁判官というのは、私が見たところ人事のパターンもかなり特別な扱いがされているといえますか、例えば東京地裁の右陪席から知財高裁に上がって、東京地裁の部総括に戻って、その後どこかの所長に出るかもしれませんが、知財高裁の部総括となり、その間、最高裁の知財の調査官を行うというようなことで、知財関係を割合ずっとやっている裁判官というのが結構いるように思います。そのような人事異動というのは、ほかの部門ではあまりなくて、ほかの専門部では例えば医療の集中部とか、あと行政や建築、倒産の専門部・集中部というのは作っていますけれども、そういうところでも3年とか4年とか、医療事件をずっとやってきても、その後は普通の裁判所の通常部に出てしまうという人事異動をされることが一般的だと思いますが、知財についてはかなり特別な配慮がされているように思います。

それに加えて調査官の態勢等があって、裁判所の方もずいぶん人的な体制に配慮をしているように思えるところですけれども、やはりその背後には経済界を中心とした強い要求に裁判所も応えていこうとしているのではないかと思います。その結果、平均審理期間も、2002年に16.8月、2007年に13.8月となり、10年ほどで審理期間は約半分になって画期的に迅速化

が進んだところですよ。

(c) 裁判迅速化法の制定－政治的圧力

それから政治的な圧力と書きましたけれども、裁判迅速化法というものが制定されるに至る中では、政治的なイニシアチブというものもずいぶん大きかったように思います。有名な小泉純一郎元首相の「思い出の事件を裁く最高裁」という川柳がありますが、これは司法制度改革推進本部の顧問会議の席に内閣総理大臣が出席したときに、この川柳を引いて何とかしないといけないということを自ら言われました。ただ、聞いた話によると、これは別に小泉さんが自分で作った川柳ではなくて、何か新聞にそういう川柳の投稿があったのを御覧になってそれを使ったんだということですよけれども、しかし、何と言っても総理大臣がそういう発言をされたということで大きなインパクトがあったのだらうと思います。

司法制度改革審議会の報告書の中でも、当時の平均審理期間を半減していくという目標が掲げられておりまして、そういう意味では、必ずしもそういう政治的な動向だけではなくて改革審の内部にも、もちろんそういう方向性はあったわけですが、それがこういう議論の中でより明確化していった、裁判迅速化法というものの制定につながっていったということが言えるのではないかと思います。おそらく司法制度改革審議会の報告書それ自体の中では、こういう迅速化法という独立した法律としてそれを作るという意識まではあまりなかったのではないかと思います。司法制度改革推進本部の機構は、基本的には検討会というものを10だか11だか作って、それぞれの検討会で、その担当する分野の法律を作っていくというやり方を取っていったわけですが、裁判迅速化法というのは私の承知している限りでは、直接担当する検討会ではなくて推進本部の事務局がそのような顧問会議等の議論を踏まえて直接その法律を作ったように思うわけですよけれども、やはりその背後には、そういう政治的な意思というものが働いていたように思われます。

先ほどの小泉総理の中の「思い出の事件」というのは、おそらく刑事の事件がイメージとしてはあったのではないかと思います。オウム真理教のような典型的なああいう事件が頭の中にあったのではないかと想像されてきて、民事のことまで考えて、そういうことを言われたかどうか、そ

う議論がされたかどうかということは、必ずしも定かではないところです。しかし、最終的にはこの裁判迅速化法というのは民事、刑事を問わず訴訟一般について、第1審手続を2年以内に終わらせるということを目指とするということが掲げられたわけです。

さて、民事は先ほどもお話ししましたように、すでに現行民事訴訟法の中で相当程度迅速化が進んでいました。もちろん2年以上係属している事件も一定の割合ではあるわけですが、それを基本的には2年以内にしていくというときに、どういうことが考えられるかという、やはり1つは専門訴訟、医療・建築・知財等々で比較的長くかかっているものがあるので、それをどうにかする必要があるのでないかということです。平成8年の民事訴訟法改正は、比較的一般的な訴訟を念頭に置いた改革だったものですから、そういう専門訴訟向けの特別な措置というものを取って、長くかかりがちな専門訴訟、医療訴訟等を短縮化していくということが1つ考えられるだろうということで、いくつかの制度の改正が民事訴訟法の改正で行われたということです。ただ、それでももちろん2年以上かかる事件というのは一定の割合であるわけですが、それを短縮化していくということ、すべてを2年以内にやるというのが果たして本当によいことなのか。どうしても2年以上かかるような大規模な公害訴訟などを考えていただければ、それを果たして1審2年で終わるということは本当にできるのだろうか、望ましいことだろうかという疑問は専門家の間にはあるように思います。

この法律の中で、この裁判の迅速化のプロセスを検証していくために、最高裁判所の中に裁判の迅速化の検証のための検討会というものがありました。私もその委員の1人になっているわけですが、10年間その検証を行っていくということで、2年に1回報告書を出すことになっています。去年3冊目の報告書を出してございまして、現在7年目になっているわけです。あと3年、来年と3年後に報告書を出して、この検討会は任務を終えるということになるわけですが、今の検討会の流れというのは、私の印象では徐々に目標というものが変わってきているように思います。当初は法律の建前通り、裁判の迅速化というものを中心に考えていたことは言えるだろうと思うわけですが、現在においては、もちろん迅速化という旗印は降ろしていないわけですが、充実した審理を伴う迅速化、充実し

た審理を前提とした迅速化というものが必要である、そしてそのためには現在の裁判所の人的・物的資源では必ずしも対応できないのではないかと問題意識があります。裁判迅速化法は、したがってそういう充実した迅速化を図るための基盤を整備するための法律であると。より端的に言えば、そういう充実した迅速な審理を確保するため裁判所の人的・物的資源を整えるということを目的として、それをいかに財務省あるいは総務省に対して説得していくことができるかということが、現在の検討会の大きな課題ということになっていると思われまます。

そのために今年の初めあたりから全国の裁判所、弁護士会、あるいは法テラスというところを回ってヒアリングを行うような活動もやっております。私も高知地方裁判所須崎支部というところまで行って、裁判所とか弁護士あるいは法テラスの話などをいろいろ伺ったりしました。その中でどうやれば、どれくらいの資源を投入すれば、ここで求められているような迅速性というものが確保されるかということを考えていこうということです。これはいわばそういう政治的な迅速化に対する圧力を、ある意味では逆手に取って、それを達成するためには、今の裁判所のリソースでは無理があるということを証明して、迅速化して2年以内にやれというのであれば、それだけの手当てをしてくださいということを、むしろ政治の側に働き掛けるという方法を何とか模索できないか、ということになってきているということかと思えます。

(d) 裁判の迅速—現状と展望

以上、雑駁ですが、この迅速化の流れというものについて見てきたわけですが、現在どうかといいますと、平均審理期間は、1973年の17.3月というのが戦後最長の平均審理期間だったわけですが、それが急速に短縮してきた。1982年に13.4月、1990年に12.9月、1995年に10.1月、2000年に8.8月、2005年に8.4月ということです。とりわけ民事訴訟法の改正を挟む1990年代に大幅に短縮化しているわけですね。1990年に12.9月だったのが2000年には8.8月になっているわけで、3分の2ぐらいになっているわけです。そして、その後も迅速化は進んでいるということです。2008年にはついに6.5月ということで、最近急激に迅速化しているのは、過払金の訴訟が増えているからです。過払金というのは基本的には、すぐ取下げとか和解で

終わることが多い。そこで、最近の最高裁の統計では過払金補正というのを行っていて、過払金事件を省いたものの平均審理期間というのも併せて出しているわけですが、その過払金補正後でも2008年は8.1月ということですから、やはり迅速化が進んでいるということは明らかだろうと思います。

ただ、この10年ぐらいを見てみますと、だいたい8月台ということで、やはり迅速化というのはかなり限界に来つつあるということ間違いのないところではないかと思えます。ここで挙げている統計は民事訴訟の第1審訴訟手続の迅速化ということですが、統計的に見れば現在ほぼすべての事件において迅速化が進んでいると思われます。第1審手続のみならず控訴審の訴訟手続、それから上告審、最高裁判所の審理期間というのも非常に短縮化しています。狭義の訴訟手続だけではなくて、非訟手続に相当するような倒産手続も民事再生法の制定以来、非常に迅速化が進んでいますし、執行手続においても競売手続の迅速化は進んでいます。あるいは家事審判、家事調停といったものも統計的には非常に迅速化が進んでいるということで、この迅速化というのは、裁判所の手続のあらゆる面において進んでいるということ間違いのないところであると思われます。

そこで、展望として、果たしてこれ以上の迅速化というのが民事訴訟において可能なのか、あるいはそもそも必要なのかということが問題になるように思われます。私自身は迅速化は進んでいるといっても、まだ無駄な手続というのがあり得るとすれば、そこは是正していく必要があるのではないかと考えております。裁判の迅速化というのは、学界ではあまり評判がよくないものです。迅速化ということを言うと、これはどう審理してもいいからとにかく早くすればいいんだ、と言っているように思われて、あまり評判がよくないわけです。しかし、私自身は迅速化というものが重要だと思うのは、審理が長くなることによって最も負担を被るのは、色々な意味での弱者ではないかと思っているからです。例えば前に刑事の訴訟法の改正のときに、犯罪被害者保護のための被害者参加人制度等を導入するときの法制審議会に私はいたわけですけれども、そこで犯罪被害者の方々のヒアリングをしたことがありました。そこで、被害者の方々は、やはり民事の裁判に時間がかかるということが、民事手続での被害救済を躊躇する非常に大きな理由であるということをおっしゃっていました。訴訟制度の

利用者の調査などを行っても、やはり訴訟に時間がかかるということで、訴え提起を躊躇するという人は、相当の割合存在しております。そういうことを考えると裁判を受ける権利を普通の人に対して、あるいは弱い立場の人に対して実質的に確保していくためには、依然として迅速化というのは重要な課題ではなかろうかというのが私の認識です。

ただ、現在の民事訴訟の水準というのが、それでは、その受け皿として不十分かと言われるれば、かなりの程度それはもう目的を達しているようにも思われます。むしろ今後の課題として重要なものは、この水準を将来にわたって維持していくことが果たしてできるかどうかということかなという思いを最近強くしております。いくつかの要因があるわけですが、1つは将来に向けて訴訟事件の数が爆発的に増える可能性があるということです。現在は先ほども触れました過払金バブルといわれていますが、過払金返還訴訟というものが飛躍的に増大しております。地方では少し陰りを見せたといわれていますが、東京地裁などの新受件数というのは、去年から今年にかけても非常な増加を続けております。現在は東京地裁では、1人の裁判官の1カ月の新受件数というのは50件に上っています。この50件というのはすごい数字です。仮に25日裁判官が働くとして1日に2件落とさないと「赤字」が出るという数字ですので、これは大変なことです。とりわけ最近の過払金というのは、従来みたいに簡単に取下げとか和解では終わらなくなっているわけですね。被告側の業者の財政状況が日に日に悪化していますので、彼らも簡単には和解できないわけです。簡単には払えないという状況になっていて、判決率というのが増えています。判決された後の控訴率も増えています。

個々の裁判官の持ち事件数は、今年度末には300件になるのではないかとされています。この300件という数字は、この十数年の中でおそらく最悪に近い数字ということで、裁判所の負担は非常に大きくなっています。何日か前の裁判官の集まりで、東京地裁の所長代行がした訓示として、1つは体に気を付けろと、とにかく死ぬなど。そして12時までに帰るようにと、12時までには絶対帰れということをおっしゃったと、東京地裁開闢以来だと裁判官は言っていましたけれども、そういう状況にあるということです。そういう中で、審理期間の現状を維持していくということは非常に難しいことであるということが言えるかと思えます。

問題は過払金が収まれば、それで訴訟事件の数が減っていくかということですが、これは見通しは非常に難しいところで、実務家の間でもかなり意見が分かれています。私は事件が減っていくというには思いません。諸外国の統計などを見ても、事件数の増加と弁護士人口の増加というのは、かなり有意な関連性を持っています。これはある意味では明らかなことですが、もちろん弁護士が訴訟以外のところでお金を稼ぐ術があれば、まだよいわけですが、日本の現状においては、それはかなり難しい状況にあるように思われます。そして、弁護士は10年、20年前に比べれば、ものすごい勢いで増えているわけですね。それを考えると、すでに裁判所内部でも過払金の後は更新料じゃないかとか、残業代じゃないかとか、いろいろな説があるわけですが、それは労働訴訟とか行政訴訟とかそういうものの数は、日本はヨーロッパ、ドイツとかフランスとかに比べてそもそも非常に少ない、一けたとか二けた少ないわけです。数が増えた弁護士の人たちは、当然そういうところで訴訟を起こしてくる可能性が高いように思われるわけで、そういう意味ではいろいろなところで事件が増えてくるのだらうと私は見ております。そうすると、その中で審理の迅速化を保ちながら、そういう大量の事件を処理していくということは非常に難しいと思います。

それからもう1つの要因は、弁護士側の要因として、経験が少ない弁護士の率というのが増えるということです。少なくともこの10年、20年で考えると、そういう弁護士が増えている。その中で裁判所が一定のレベルの審理を続けていって、しかも一定の水準の期間内に事件を終わらせるということは非常に難しいと思われます。最近よく若い弁護士が裁判所の書記官室に来て書類の書き方を教わっているとか、そういう話がよくされるわけです。これは法科大学院でお勤めの皆さんは、いろいろそういうお話は聞かれると思いますけれども、全体的な弁護士の質が落ちているかどうかということは、いろいろな議論があるところだと思いますけれども、ただ、絶対数として、やはりそういう十分な経験がない弁護士が増え、軒弁とか即独とかそういう話になると、OJTも必ずしも十分には期待できない。それは数を増やせば一定程度質が落ちるといいますか、質の低い法曹が目立つということは、やむを得ないところだと思われるわけですが、それを裁判制度の中でとらえると、結局裁判官が受け止めざるを得ないとい

うことになってくる。そういうことを考えると、果たして現在の平均審理期間8カ月という水準が維持できるかどうかということ、将来に向けては非常に大きな問題になっていきそうな感じがしております。

3 司法アクセス

(a) 司法アクセスの3つの波 (access to justice movement)－法律扶助 (legal aid)、集団訴訟(class action)、ADR

次に、司法アクセスのお話をしたいと思います。ここに司法アクセスの3つの波と書きましたが、かつて1970年代から80年代にかけて、欧米において、この「Access to Justice Movement」というものがあって、司法へのアクセスの課題、3つの波ということが言われました。貧困な当事者にも裁判を受ける権利を保障する法律扶助の制度、拡散した利益について裁判所へのアクセスを保障する集団訴訟の制度、そして具体的な紛争に応じてきめ細かい法的な救済を付与する裁判外紛争解決手続 (ADR) の制度といったものが議論されたわけです。

日本でもやはり1970年代から80年代にかけて、このような問題が議論されてきたわけですが、あまり現実的な成果を挙げないまま推移してきたと思われるわけです。ところが、司法制度改革を契機として2000年代、この10年の間にこの3つの問題ともに大きな進展をとげてきたと言えます。

(b) 法律扶助－財政的バリアの克服

法律扶助については、日本では古く50年以上前から歴史があるわけです。1952年に弁護士会による活動が開始し、その後財団法人法律扶助協会が設立されました。そして、1958年には国による補助金の援助が開始したわけです。しかし、国による財政的な援助、補助金というのは、ずっと低い水準にとどまっていた。1億円内外の水準がかなり長い間続いたわけです。これを大きく変えたのは2000年の民事法律扶助法の制定でした。これにより、財団法人だった法律扶助協会を指定法人にして、民事法律扶助の要件を法律で定め、それに応じて予算規模を大幅に拡大するということがなされました。1995年に2億円であった予算が2000年には21億円ということで、予算規模は10倍程度に増えたわけです。さらに2004年の総合法律支

援法の成立によって、法律扶助を日本司法支援センター（法テラス）の役割としました。つまり、一種の独立行政法人であります法テラスの役割とすることによって、予算規模のさらなる拡大が図られております。2005年には45億円となり、2008年にはついに100億円を超えたわけです。

昨年さらには、現在も法務大臣は弁護士のご出身で、法律扶助にも熱心な活動をされてきた方で理解があるということで、幸い今年の補正予算でかなり削られるのではないかという話もあったわけですが、むしろ増額になっておりまして、予算規模としては相当のものを確保してきているということが言えます。今大幅に法律扶助の規模というのは増大している。ただ、欧米の水準からすれば、まだまだ十分ではないという意見があることも間違いのないところです。

(c) 集団訴訟－拡散的利益の保護

それから、集団訴訟との関係では、このクラスアクションの議論というのは、1996年の民事訴訟法の改正の際にも、あるいは司法制度改革の際にも議論はされたわけですが、その導入が見送られてきたということです。ただ、司法制度改革を受けて消費者団体訴訟制度というものが消費者契約法の改正により導入されて、これは差止訴訟ですが、消費者契約法に反する業者の行為を差し止めるということが認められた。これがさらに2008年、特商法や景表法に適用対象が拡大されて、そしていくつかの重要な訴訟が現実に起こされているということをご承知の通りです。

これは将来に向けた差止めですが、過去の消費者被害の救済という観点については、2009年の消費者庁設置法の付則において、3年以内に検討するということが掲げられました。それを受けて現在消費者庁では研究会を作って論点整理が行われているところです。現在の予定では2012年の通常国会において、何らかの新たな法制が整備されるのではないかと聞いています。どういう形になるかということには必ずしも見えておりません。アメリカ的なクラスアクションのようにはならないのではないかと思います。けれども、何らかの形で過去の被害救済、損害賠償についても集団的な救済を図れるような制度というのが、具体的な日程に上っているということです。

(d) ADR－具体的紛争に応じたきめ細かいアクセスの模索

それからADRにつきましても盛んに議論がされていたところです。例えば、1990年代には、製造物責任法の制定に伴いPLセンターが創設されましたが、必ずしも十分に機能しているとは言い難いところでした。その意味で、日本のADRには機能が不十分であるにもかかわらず乱立する傾向が見られたところです。

そのような中、司法制度改革審議会の意見書の中でADRの充実・活性化というものが提言され、ADR法というものが成立・施行されております。このADR法の中には認証制度というものが定められており、一定の要件を満たしたADR機関については認証を与えて、それに一定の法的な効果を付与するということが行われています。本年5月末現在72の機関が認証を受けているということです。このように司法アクセスという観点から見れば、司法制度改革は大きな成果を挙げつつあると評価していいのだろうと思われまます。

(e) 日本における更なる課題

もちろん司法アクセスを阻害する要因は、こういったものとどまりません。他にも例えば、地理的な要因として司法過疎の問題があるわけですが、これについても法テラスが一定の役割を果たしつつありますし、その前にすでに弁護士会において、いわゆるひまわり基金等の活動が行われていたわけです。現在、いわゆるゼロワン地区については基本的に解消される方向にあると言っていいと思います。

また、最も大きな問題として心理的なバリアという問題があります。裁判所の敷居が高いという日本人の意識というものを、根本的にどう変えていくかというのは依然として大きな課題です。最近、法務省や裁判所、弁護士会等は法教育というものに熱心に取り組んでいるわけです。先般の学習指導要領の改定の中でも、法教育というものが一定の明確な位置付けをされたということで、一部の中学校や高校の先生方の中にも熱心に実験的な法教育に取り組んでおられる方が多くおられるという状況ですが、これはなお1つの将来的な課題ということになるかと思えます。

(f) 司法アクセス—現状と展望

このような司法アクセスの現状・評価ということですが、司法制度改革の中でかなり大きな進展を遂げてきていることは間違いないと思いますが、しかし、これらはますます今後重要性を増していくのだらうと思います。

法律扶助という点から言えば、現在の日本の社会の二極化、格差社会というものが進展していく中で、昔に比べても、むしろ貧困層というものが増大していく可能性があるとするれば、そういった人たちの裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、法律扶助というものが、さらに拡大されていく必要があるということが言えると思います。

それから消費者被害の回復という点でも将来の差止めだけではなくて、集団的な過去の被害回復の重要性というものが、昨今の消費者被害の増大というものを見ると、ますます重要になっていくのだらうと思います。そして、このような手法は消費者被害にとどまらず環境被害とか別の面においても、団体訴訟的なものというものは重要な役割を果たしていくのだらうと思います。

それから ADR については、ADR 法の制定によって多様な ADR が生まれつつあるということで、従来なかったような分野、例えばスポーツ紛争についてのスポーツ仲裁機構であるとか、下請取引の専門の ADR、あるいは留学関係の専門の ADR とか、ソフトウェア取引関係の専門的 ADR 機関とかですね、そういう従来なかった分野の ADR 機関というものが、非常に多様なものが生まれつつあるということが言えようかと思います。また主要な紛争分野においても ADR の活用が進みつつあると思われまます。金融においては昨年の金融商品取引法等の改正によって、いわゆる金融 ADR というものが創設されましたし、医療分野におきましても、全国 8 高裁所在地の弁護士会で医療専門の ADR というものが始まりました。また千葉では大学、弁護士会、医師会が協力した民間の ADR 機関というものができて一定の成果を挙げております。消費者取引につきましては、国民生活センターに ADR 機能が付与され、全国の相当数の紛争を解決していると伺っているところですが、さらに ADR も充実してきているということは間違いないところであると言えます。

ただ、司法アクセスについては、なお課題も多いところで、例えば法律

扶助について言えば、現在の法律扶助は基本的には償還制ということで、お金を貸しているだけなのですね。対象者は返さないといけないわけですね。生活保護等を受ければ、償還の免除というのを受けられるわけですが、そうでない限りは基本的には返さないといけないということです。これが法律扶助の利用を阻害しているということは間違いないところだと思います。生活保護には至らないけれども、かなりの貧困層というものがあるわけですが、そこでの法律扶助の利用はなかなか難しい。弁護士さんも、なかなかそういった人に法律扶助を勧めにくいわけですね。つまり返さないといけないわけですから、お金が返ってくるような訴訟ならいいわけですが、離婚訴訟とかでも財産分与が取れるようなものならいいのですが、そうでないようなもので、法律扶助を使って離婚しましようということになると、結局その人が自分のお金で返していかないといけないということになって、なかなか勧めにくいところもあるように伺います。そういう意味では多くの国が採用しているように給付制、つまり基本的にはお金は返さないですむような形のことを考えていく必要があるように思います。しかし、これは相当の財政負担を伴うわけで、国民的な理解が得られるかどうかというのは非常に難しい問題です。

それから拡散的な利益保護の課題としては現在の団体訴訟もそうですが、その中核を担う消費者団体というものを強化していくということがないと、実効的な救済というのは難しいだらうと思います。日本の消費者団体というのは、欧米で団体訴訟を担っている例えばフランスやドイツの団体に比べると非常に脆弱なものです。財政的基盤も非常に弱く、人的基盤も非常に薄い。その足腰をやはり強化していくということが必要だと思われまます。

ADR について言えば、ADR 機関は多くできてきて体制は整備されてきましたけれども、まだまだその利用、国民に対する認知度というのは低いままです。昨年、内閣官房が行った認知度調査で民間の ADR、法務省から認証を受けた ADR、「かいけつサポート」という愛称を使っているわけですが、それを知っていた国民は 3.9% にすぎなかったわけですね。これは今まで ADR に取り組んできた私にとっても非常に衝撃的な数字でした。4% の国民しか知らないのかと。これは知っている人が知っているということだけで、ほとんどの人は基本的には知らないということであるわけですね。

利用を促進していくためには認知度を含めた努力というのがさらに必要であると思われます。

こういった問題すべてを通して私が感じるのは、やはり財政的な負担という問題を真剣に考えていく必要があるということです。司法アクセスを充実するには、公的資金というものを一定程度投入していかないといけないという認識です。法律扶助についてはもちろんですけれども、拡散的利益の保護のためにも、提訴のために消費者団体等に対して一定の財政的援助というものがあってよいのではないかと思いますし、ADRについてもADR機関は基本的にどこも赤字でやっていますけれども、財政についての一定の援助というのは必要ではないか。これはまさに司法制度の基盤を支えているという部分があるわけで、その活動を行っているのは民間の団体、あるいはNPO団体とかであるわけです。あるいは独立行政法人であるわけですが、そういったところに、司法制度の基盤を支えているという公的な側面をとらえて、やはり一定の財政的な負担というものが真剣に考えられてしかるべきなのではないかと思っております。

4 「官」から「民」へ

(a) 職権主義から当事者主義へ：裁判官から弁護士へ

時間になってきましたので、最後の官から民へという話を簡単にさせていただきたいと思います。裁判所の負担を軽減する必要があるのではないかという問題意識、これは先ほど迅速化のところでも触れましたように裁判所の現状、あるいはその将来を考えたときに非常に切実な問題であると言えます。このままの裁判所の状況で果たして裁判所は持つのだろうかということです。

そうであるとすれば、仮に裁判所から負担を軽減するというのを考えるとすれば、どういうことがまず考えられるだろうかということです。1つは現在裁判所が民事訴訟手続において非常に職権主義的な実務運用を行っているところを、当事者が主導するような形に転換していく。つまり現在の訴訟における負担を裁判所から、ある程度弁護士の方に比重を移していくということが1つ考えられると思われます。

現在の民事訴訟の基本的概念として弁論主義ということを我々は教室

で教えているわけです。しかし、現実の運用は全然そういうことではないわけです。基本的には争点整理を含めて裁判所が主導して、その手続を行っているということは明らかです。その伝統的背景には、おそらく国民の裁判所に対する意識、つまり裁判所に行けば裁判所が真実を発見してくれる、正しい者は必ず裁判所が勝たせてくれるという、よく授業では「遠山の金さん」的とか「大岡越前」的とか言いますが、そういう国民の意識というものがあるのではないかと。他方で裁判所もそれに応えようという意識が非常に強いような気がいたします。真実を発見する、裁判所の責任で発見するという考え方がある。ですから弁護士がダメでも、ダメな弁護士を雇った当事者の方はしょうがないから負けてもらおう、という発想は、日本の裁判所には基本的にはないと思います。本人訴訟についても非常に手をかけて熱心にその主張を整えさせて、その本人が勝つべき当事者であれば勝たせていく、その訴訟的な技術がいかに拙劣なものであっても勝たせる、真実を勝たせるという裁判所の意識は非常に根強いものがあるように思います。私自身は、これは裁判所のエトスとして非常に重要なものだと思っているわけですが、問題は果たしてそれがそのまま持つのだろうかということです。

先ほどもお話ししましたように、弁護士人口の増大は訴訟事件数の増大を招くだろうと思っておりますけれども、訴訟事件が増大した中で果たして裁判所がそれを、今のような状況を受け止め続けることができるのだろうか。弁護士についても先ほど申し上げたような質の問題もあります。あるいは本人訴訟も最近少し変わってきているという話を伺います。従来は本人訴訟というと、どこの裁判所でも有名な人がいて、何件も何件も訳の分からないような訴訟を起こしてという、いわゆる負け筋の本人訴訟というものが一般的だったわけですが、最近は勝ち筋のものが増えているということです。しかも、あまりお金に困っているようにも見えない人が訴訟をやってくると。たぶんインターネットとか、何かそういうところにいろいろと自分でも訴訟ができるみたいな話、本屋さんに行っても、そういう本があったりして、そういうところで自分で訴訟を起こしてくる。しかし、やっぱりそこは素人ですので、どこかピンとがずれていると。しかし、実体的には勝ち筋の事件だとすると裁判官はかなり手間をかけて、その主張を整えてやって、こういう証拠はありますかとかいう形で、訴訟を進めてい

くということが行われていると伺います。そういった状況の中で、訴訟の審理をより当事者主義の方向に向けることはできないだろうか。裁判所の中でもそういう問題意識はありますし、私自身もそういう問題意識を持っております。

(b) 倒産手続：私的整理、事業再生 ADR の活用

それから、さらに倒産手続とか執行手続でも、そういう議論があるということですが、これは詳しくお話しする時間はないわけですが、倒産手続などでは最近新聞などでも話題の事業再生 ADR というものが活用されています。倒産手続は、やや通常の民事訴訟とは違うところがあって、法的手続には一定の限界があるので、ずっとこの10年間ぐらいそういう私的整理の動き、私的整理ガイドラインとか産業再生機構、あるいは事業再生 ADR を作って、さらに昨年には企業再生支援機構というのを作ったりして、いろいろ裁判所外で倒産処理を図る枠組みというのを作ってきているわけです。

ごく最近の JAL の更生手続などに見られるように、何と言うか、官民のハイブリッドみたいな手続も出てきています。JAL の手続は、企業再生支援機構が支援をしているわけですが、事業再生 ADR を使ってみたり、さらに最終的には裁判所の更生手続で処理を図るという形で、そういうありとあらゆるものを使って再生を図っていく。更生手続の方も従来の運用とはかなり違った取扱いをするという新たな流れ、裁判外の手続と倒産手続の組合せというものも出てきていると思われれます。そういう私的なリソースというものをできるだけ活用していこうという動きがあります。

(c) 「官」から「民」へー現状と展望

こういう「官から民へ」という現状をどう見るかということですが、倒産手続は、今言ったやや特殊なところがあるわけですが、訴訟手続の観点から見ると、先ほど申し上げたように、国民意識にかかわるかなり根深い問題があるような気がしております。国民が裁判所に期待するものというのはかなり重いもの、強いものがあるように思われるところです。先ほど申し上げたような当事者主導の手続にしていけるためには、当事者の訴訟進行が十分でないような場合は負けることがあるのだと、本来は実体的には

権利があっても負ける場合があり得るのだということ、国民が納得してくれないといけないわけですが、それは非常に難しいことのように思われます。先ほどの法教育の関係で裁判官とか弁護士とかが最近中学とか高校とか、あるいは一般の市民講座とかでお話をされることが多いわけですが、そういう方々の話を聞くと、一番理解を求めるのが困難なのは弁論主義という考え方であると。当事者が主張しないものは裁判所は考慮しません、それは当事者の自己責任です、ということはどうしても理解されません。裁判所が真実を見つけてくれるのではないのですかという、やはりそういう意識が間違いなくあるのだらうと思います。それを乗り越えていかないと、なかなか訴訟手続で裁判所の役割を弁護士に委ねていくとか、あるいは ADR によって紛争解決をしていくという土壌が出来にくいということがあるのだらうと思います。そういう意味での基盤の整備というのが今後必要になっていくのだらうと思われれます。

とりわけ弁護士の役割を強化していくということになると、最終的な1つの目標としては弁護士強制主義ということが考えられるのだらうと思います。弁護士を付けないと訴訟ができない、これは欧米では、ある種常識になっているところだと思いますけれども、日本では従来弁護士過疎の問題とか、あるいは法律扶助が十分でないということがあって、採用できていないわけです。しかし、弁護士人口が増大していく中で、私は弁護士強制主義というものを、今現実的に考えていくべき時期に来ているのではないかと思っております。しかし、残念ながらこれに最も強く反対しているのは実は弁護士会です。弁護士会が弁護士強制主義に反対するのは私は理解できないのですが、弁護士さんは表向きの理由としては、弁護士を付けなくても裁判を受けられる権利を保障する必要があるということをおっしゃいます。ただ、裏にある理由として、これは何人か表の場でも言っていますけれども、やっぱり変な依頼者が来ると困ると。結局先ほどの変な訴訟を次々と起こすという話になるわけですが、弁護士強制主義による以上は、誰かがその事件を引き受けないといけないということになるけれども、誰が引き受けるのかと。例えば、私の知っている限り、フランスなどでは誰も引受け手がいないと、最後は弁護士会の会長が引き受けるということになっていて、そういう話も紹介するわけですが、日本でそういうことを言うと、弁護士会の会長のなり手がなくなるということをおっしゃいます。

この弁護士強制主義というのは、そういうことで、なかなか現実の課題には上ってこないわけですが、中長期的に考えていかないと、なかなか日本の制度というのは変わっていかないのではないかと。つまり本人訴訟を前提とすると、なかなか思い切った訴訟手続の構造改革ということも難しいわけで、そういうことを思います。

ただ、弁護士を付けるということになると、その弁護士をちゃんと付けられるような、依頼者の側から見た情報開示、ニーズにあった弁護士を選ぶことができる、そういうシステムも必要になってくるのだらうと思います。例えば弁護士会が専門弁護士を認定するとか、例えばこの人は医療の専門だとか、建築の専門だということ認定する。最近はそのような専門訴訟でも結構素人の弁護士が増えてきて、カルテの読み方が分からないような、しかし、自分のホームページでは医療専門とか名乗っている人が増えてきているという話も聞きます。客観的な弁護士評価のシステムが必要だらうと思います。

やや悲観的なことを申し上げていますが、国民の意識が変わらなとかなか難しいということですが、中長期的に見ればそういう方向に変わっていく要素というのがあるのだらうと思っています。法教育というものが実際に進んでいけば、相当、裁判に対する誤ったイメージというのは変わっていく可能性がありますし、また刑事の裁判員裁判というのが普及すると、裁判所に対するイメージがずいぶん変わるのではないかと。実際に裁判員裁判をやってみると、刑事の裁判官などがよく言うところですが、やっぱり日本人というのは、ほとんどの場合、一生のうち1度も裁判官という人を見たことはないわけですが、まさにテレビの中で見るような、江戸時代の裁判官を裁判官だと思っている人が結構多いわけですが、実際に裁判員裁判が広く行われていくようになると、やっぱり裁判官に対するイメージが変わる、「裁判官って思っていたような人じゃないね」ということが、ずいぶん出てくるのではないかと。思います。

それは裁判官に対するある種の誤った期待といえますか、過大な期待を是正していく契機になり得るのではないかと、これはかなり長いスパンでということだと思いますけれども、そういう可能性はあるのではないかと。思っています。いずれにしても先ほどもお話ししたように、司法を取り巻く事件というのが大きく変化し、訴訟事件数が増加して、それを裁判所が

受け止める中で、裁判所はどうしていくのだということが大きな問題だらうと思います。裁判所が現在の審理のやり方を続けて多大な事件数を負担していこうとすると、究極的には司法はパンクする恐れがあるのではないかと。思います。もちろん大幅な裁判官数の増加が図られれば別ですが、現在の国家財政の中では非常に難しい状況にあるとすれば、どうしようもなくなるのではないかと。懸念されます。

しかし、他方で、あまり急激に裁判官が今まで果たしていた役割から手を引いていくということになると、司法に対する国民の信頼というものが失われる恐れもあるということです。国民が現在裁判所に対して大きな期待を抱いているということは間違いのないところですが、それが急激に例えば弁護士に審理の主導を任せてしまって、実際に勝つべきものが勝っていないという状況になったときに誰が批判されるかということ、現状ではおそらく弁護士が批判されるのではなくて裁判所に対して批判が向かうのではないかと。思います。私は現在の日本国民の司法に対する信頼というのは、明治以来築かれてきた大きな財産であると思っていますが、信頼というのは崩壊するのは早いわけで、そのような司法に対する信頼の崩壊というのは、やはり懸念されることだらうと思います。

そういう意味では、現在司法が進むべき道は非常に難しいところにあると思いますが、何とかソフトランディングを図っていく道がないかと、このまま突っ込んでハードクラッシュに陥ると。何を何とか避ける道はないか。ということ。これは裁判所もそういう問題意識は持っていると思いますけれども、知恵を集めて考えていく必要があるのではないかと。思っています。

5 おわりに

最後に今後の選択肢として、私が強調しておきたいのは、司法制度改革の目標として行政主導の国家から、行政改革とか規制緩和に伴って透明な紛争解決の手段として、司法というものを重視していくのだということに国家的な政策決定をしたわけ。そうだとすれば、本来は予算面においても構造の転換が必要だ。のだらうと思われるわけですが、ここが甚だ不十分だった。司法制度改革でも、そういう指摘はされていたわけ。です。

けれども、誰が悪いのかは分かりませんが、必ずしも十分なものではなかったということが、問題の1つの根っことしてあるのだらうと思います。

それはそれとして、今後どういう司法を国民が選択していくのか。今のようきめ細かい裁判所の手続を続けていって事件数が増大していくということになると、かなり大幅な裁判官の増員を含めた司法に対する資源の投下が必要になってくると思われます。そういう道を選ぶのか、あるいは司法の役割を限定して、そんなに司法には期待しないと。その代わり、そこに投入するコストを抑えるような形で司法制度の運用を行っていくのか。あるいは民間に委ねる部分を増やして、司法は今まで通りの仕事をするにしても、司法に来る事件、裁判所に来る事件自体を大幅に減らしていくという何らかの方策を考えていくのか、いろいろな選択肢が考えられるところではあるわけですが、少なくとも今、将来に向けてどういう方向に司法が進んでいくのかということを考え、長期的な視野に立ってそのための基盤整備というものをいろいろな意味で図っていくべき時期に日本の司法は立っているのではないかというのが私の印象です。

以上、はなはだ雑駁なお話で、あまりお役に立ったとは思えませんが、私の今現在の問題関心をお話しさせていただきました。皆さんからいろいろなご意見をいただければ大変ありがたいです。